

平成25年2月20日招集

茂原市議会定例会会議録（第5号）

議事日程（第5号）

平成25年3月13日（水）午後1時開議

第1 議案の総括審議

茂原市議会定例会会議録（第5号）

平成25年3月13日（水）午後1時00分 開議

○議長（伊藤すすむ君） ただいまから本日の会議を開きます。

現在の出席議員は26名であります。したがって、定足数に達し会議は成立しました。

————— ☆ ————— ☆ —————

議長の報告

○議長（伊藤すすむ君） ここで報告します。

去る1日の本会議で設置されました予算審査特別委員会は、同日、本会議終了後、委員会を開会し、正副委員長の互選を行った結果、委員長に加賀田隆志君を、副委員長に中山和夫君をそれぞれ選出しました。

次に、今定例会において審査を付託しました案件について、各委員会から審査結果の報告がありましたので、一覧表にしてお手元に配付しました。

また、お手元に配付のとおり、本日市長から、地方自治法第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項として指定した損害賠償額の決定について、専決処分した旨の報告がありました。

以上で報告を終わります。

————— ☆ ————— ☆ —————

議事日程

○議長（伊藤すすむ君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでありますので、それにより御了承願います。

————— ☆ ————— ☆ —————

議案の総括審議

○議長（伊藤すすむ君） それでは、これより議事日程に基づき議事に入ります。

議事日程第1「議案の総括審議」を議題とします。

まず、今定例会にその審査を付託しました案件について、各委員長から審査の経過並びに結果について報告を求めます。

最初に、予算審査特別委員会委員長 加賀田隆志君から報告を求めます。

（予算審査特別委員会委員長 加賀田隆志君登壇）

○予算審査特別委員会委員長（加賀田隆志君） 予算審査特別委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、去る3月1日の本会議において付託されました議案第4号「平成25年度茂原市一般会計予算」について、3月5日及び6日の両日、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について御報告申し上げます。

政府の経済見通しによると、我が国の景気は弱い動きを続けており、平成25年度にかけては海外経済の状況が改善するとともに、我が国の景気も緩やかに回復が期待されるものの、欧州債務危機の影響など海外経済をめぐる不確実性は依然として高く、我が国の景気を下押しするリスクとなっております。

こうした状況を踏まえ、国は経済を再生させ、「誇りある日本」を取り戻すため、東日本大震災からの復興を目に見える形で大きく前進させるとともに、雇用と所得が拡大していく強い経済を目指すこととしています。

このような考えのもと、国の平成25年度予算は「復興・防災対策」、「成長による富の創出」、「暮らしの安心・地域活性化」の3分野に重点的な配分を行い、日本の経済再生に全力で取り組むものとされています。

こうした方針に基づいて算定された一般会計の予算規模は92兆6115億円、対前年度比2.52%の増とされています。

一方、地方財政については、震災対応に万全を期すほか、地方歳出について地域の課題に迅速かつ的確に対応するため、地方公務員給与の削減を要請するなどの取り組みを行いつつ、地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の地方の一般財源の総額を適切に確保することとしており、地方に最大限配慮してあります。

さて、本市の財政状況を見ますと、歳入の根幹である市税は、景気の低迷や大手企業の撤退等の影響により、個人市民税や固定資産税の大幅な減少が見込まれます。

一方、歳出においては、障害福祉や生活保護など扶助費の増加や、安全・安心を図るための小中学校や公共施設の耐震化や改修など、歳出の増加は避けられない状況にあります。

当面、地方交付税等を含めた一般財源総額の増加が見込めない状況にある中で、社会経済の変化に柔軟に対応できるような財政基盤を確立することが不可欠となっています。

このことから、予算編成にあたっては、各事業は第4次3か年実施計画及び財政健全化計画との整合性を図ることを基本とし、歳入の積極的な確保に努めるとともに、歳出面においては、経常経費の徹底した検証を行い、より一層の節減に取り組むとともに、事業の「選択と集中」により、限られた財源を最大限に生かすよう、健全な財政基盤の維持を基本に、安全・安心、圏央道開通を生かした産業振興等の課題に取り組む予算編成としたとしてあります。

その結果、平成25年度予算は、歳入歳出の総額を263億56000万円とし、対前年度6億600万円、2.4%の増となっております。

本委員会では、25年度予算が非常に厳しい財政状況の中、第4次3か年実施計画及び財政健全化計画との整合性を基本とし編成されたことは十分認識しながらも、市長の施政方針や市民からの多種多様な要望に対して的確に対応しているか、また、財源の確保、健全財政の堅持に努力されているかなど、細部にわたり慎重に審査を行った次第であります。

これらの視点に立って、市長に対する総括質疑では、「ごみ袋の値下げ問題や合併等、広域行政を展開する上での見通しは」との質疑に対し、「ごみ袋の値段は、他市町村と同じくらいのレベルである40リットル入で51円くらいに引き下げたいという思いはあるが、広域市町村圏組合管理者会議において意見集約をする必要がある。また、合併については、現状では厳しく熟慮の必要があるが、地方自治法の改正がなされたことも踏まえた上での取り組みが必要である」との答弁がありました。

次に、「圏央道開通後、茂原北インターを利用して東千葉メディカルセンターへの救急搬送が可能となれば、安全・安心なまちづくりの推進につながるのでは」との質疑に対し、「医療の充実を図るため、長生病院の施設改善や医師の確保・処遇改善等に努めている。なお、東千葉メディカルセンターは開業に向かい準備中であるが、医療スタッフの充足等いろいろと問題を抱えており、また、支援要請として、長生郡市内からの患者の受け入れについて、1人あたり約7万円の負担を求めてきており、これを断った経緯があるが、周りの様子を見ながら対応する必要がある」との答弁がありました。

次に、「疲弊している地元企業への支援策を講じられないか。また、耐震工事は、地元へ発注できないか」との質疑に対し、「企業訪問を行い、地元への助けや雇用の拡大をお願いしている。また、耐震工事は、できるだけ地元業者へ発注していく予定である」との答弁がありました。

次に、「市長の目指す茂原市像は」との質疑に対し、「企業の撤退により25年度は苦しい予算組みとなるが、26年度からは税収効果が期待できる。施策として具体的にはないが、圏央道の開通効果により、企業が来てくれるということや人口増加を視野に入れ、安全・安心で住みやすいまちづくりに取り組む」との答弁がありました。

次に、「現3か年実施計画の達成に関する見通しは」との質疑に対し、「特殊要因がなければ、達成できる」との答弁がありました。

このほか、細目ごとの審査過程においても多くの意見、要望、指摘がなされたところであり

ますが、結果として、平成25年度一般会計予算は、委員長を除く出席委員7名のうち、賛成するもの6人、反対するもの1人で、賛成者多数により原案のとおり可決することと決定した次第であります。

以下、賛成者の附帯意見を要約して申し上げます。

1. 地域の活性化を推進するため、創意工夫を持って圏央道の開通を生かした地域振興に取り組みたい。
1. 市民が希望を持てるまち、子育て世帯が住みたいと思うまち、安全・安心に暮らせるまちを目指すとともに、企業誘致など地域経済の活性化を図り、税収の確保に努められたい。
1. 地域の基幹産業である農業を支えるため、農林水産業費における基盤整備や施設整備に関する予算の充実を図られたい。
1. 子育て支援や高齢者福祉の充実を目指し、住んでよかったと思えるまちづくりを進めるため、地域発展に向けた予算執行をされたい。
1. 財政健全化の中で、市民要望を全て充足させることは難しいが、単なる先送りとならないよう可能な限り対応されたい。
1. 農業、商業に対してさらなる施策の展開をお願いしたい。

次に、反対者の意見を要約して申し上げます。

「本市における財政状況は、大手企業の撤退により大幅な減収が見込まれており、歳出では徹底した予算の圧縮がなされている。また、圏央道開通に伴う道路整備、茂原にいほる工業団地、スマートインターチェンジ設置、駅前通り地区土地区画整理など大型公共事業に対する予算は、大幅増となっている。その一方で、地元の中小業者や農業、商店に対しては少ない予算となっている。高齢者肺炎球菌予防接種、障害者生活支援、小中学校施設の耐震化など、身近な環境整備では努力は見られるものの、市独自の政策は乏しく、住民要望に対して十分に応えられたものではないことから、住民本位とは言い難く、本予算案には反対する」との意見がありました。

次に、今後の予算執行にあたり留意する事項として、各委員から当局に対し、多くの意見、要望がありましたので、以下、その主なものについて申し上げます。

1. 開発行為における防犯灯設置の事業者負担について検討されたい。
1. 限られた財源の中、住民ニーズの多いものについては、相応の予算を計上し、事業執行に努力されたい。
1. 多数の子供が保育されている現状にかんがみ、無認可保育所に対しても、市独自の助成措

置を検討されたい。

1. 高齢者肺炎球菌予防接種の助成事業については、対象年齢の引き下げを検討されたい。
1. 公衆トイレについては、衛生的な状態を保つため清掃の充実に努められたい。
1. マスコットキャラクター「モバリん」については、キャラクター使用料の収益も見込めることから、全国展開も視野に入れた積極的なPRに努められたい。
1. 内谷川沿岸土地改良区で管理する東郷支線の解散後の取り扱いについては、市への移管を検討されたい。
1. 排水整備の要望箇所については、早期改善に向け取り組まれたい。
1. 市営住宅については、単身での入居希望者に対する柔軟な受け入れ体制の整備を検討されたい。
1. 本納駅東地区における地区計画の策定にあたっては、地権者が共通意識を持った上で事業が進められるよう十分なバックアップを図られたい。
1. 新入消防団員が少ないことから、広域市町村圏組合に対し、消防団の再編を提言されたい。
1. 中央給食共同調理場については、老朽化が激しいことから、建て替えを含め、早急な対応策を講じられたい。
1. 健康の保持という観点からも、市民誰もがスポーツに参画できるよう、スポーツ推進計画の策定に取り組まれたい。
1. 青少年犯罪を未然に防止するため、巡回パトロール車のさらなる配備を検討されたい。
1. 未利用地の貸付や売却を含め、市有財産の有効活用により、税外収入の積極的な確保に努められたい。

以上が、本予算審査特別委員会の報告であります。本会議におかれましても、慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（伊藤すすむ君） 次に、総務委員会委員長 鈴木敏文君から報告を求めます。

（総務委員会委員長 鈴木敏文君登壇）

○総務委員会委員長（鈴木敏文君） 総務委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、去る1日の本会議において付託されました議案8件について、本会議終了後、委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

最初に、議案第1号「平成24年度茂原市一般会計補正予算（第7号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7億605万2000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ417億3524万8000円にしようとするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「今回の補正は、25年度新規事業の前倒しなのか」との質疑に対し、「国の24年度補正予算における財源を活用した市の補正予算である」との答弁がありました。

次に、「国の元気臨時交付金の金額はどうなるのか」との質疑に対し、「対象額は約2億円であるが、国の予算の枠があるので、幾ら交付されるかは、これから決定となる」との答弁があり、さらに、「避難者の受け入れについてはどうなるのか」との質疑に対し、「新規入居受付は昨年12月28日で終了となったが、その後の受け入れについてはまだ明確ではなく、その時点で判断することになる」との答弁がありました。

次に、「総合市民センターや小学校の工事に関する設計業務委託の業者は、市内とか、市外とか、そういう方針があるのか」との質疑に対し、「補正予算の成立後、入札にかけるので、業者については、その段階で決まることになる」との答弁がありました。

次に、「交通安全施設整備事業の対象路線はどこであり、物件移転補償の内容は何なのか。また、請負業者はどうなるのか」との質疑に対し、「整備対象路線は、法目地区、長谷地区、そして高師町下井戸線の通学路となっている3路線であり、物件移転は電柱の移設補償である。また、請負業者は入札により決定となる」との答弁がありました。

次に、「道路補修工事の内容はどうなっているのか」との質疑に対し、「対象は9路線で、総延長5キロメートルとなり、切削工法により工事を行うために2億2260万円の経費を要することになる」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第1号については全員異議なく原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第21号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、県内他市の状況等にかんがみ、消費生活に関する相談員の名称を改正するとともに、人材確保の観点から報酬額を引き上げ改定しようとするものです。また、茂原市子ども・子育て審議会の設置に伴い、委員等の報酬額を規定するために所要の改正をしようとするものです。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「消費生活苦情相談員の名称を改正した上で、報酬額の引き上げを行った理由は何か。また、現在、何人体制で業務を行っているのか。そして、相談員は何かの資格を持っているの

か」との質疑に対し、「消費者庁で消費生活相談員という名称を使用しているので、この名称へ改正した。また、報酬額については、待遇改善を図るべく千葉県内における消費生活相談員の平均報酬金額を考慮して決定した。また、相談員は4名による交替勤務による体制となっており、消費生活アドバイザー等の資格を持っている」との答弁がありました。

さらに、「子ども・子育て審議会会長と審議会委員の報酬額はどのように決定したのか」との質疑に対し、「他の審議会の会長・委員の報酬額と同額にした」との答弁がありました。

次に、「消費生活相談員の報酬金額のみの引き上げを行ったのは、人材確保のためなのか」との質疑に対し、「今回は人材確保のために引き上げた」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第21号については全員異議なく原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第22号「特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、市の財政状況を考慮して、平成25年度につきましても市長及び副市長の給料額の削減をすべく、所要の改正をしようとするものです。市長の給料月額については、条例本則90万円であるものを10%引き下げて81万円に、副市長の給料月額については、条例本則77万5000円であるものを10%引き下げて69万7500円にそれぞれ改正しようとするものです。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「平成18年度から22年度までの間の財政健全化計画における未達成分の圧縮は進んでいるのか」との質疑に対し、「5年間で158億円の財源不足が見込まれたことへの対応として、財政健全化に取り組んできたが、その間、新規事業は当初実施しない方針でありましたが、命にかかわる事業等に関しては実施した経緯があり、未達成分があった。なお、平成23年度から25年度までの間の歳入歳出推計により、10億円余の財源不足が生じたことに伴い、現在は第2次健全化計画により人件費の削減を行っている」との答弁がありました。

次に、「三役の給料額引き下げ後、千葉県内におけるそれぞれの給料額のランクはどうなるのか」との質疑に対し、「平成23年4月の時点で、市長は24位、副市長は22位、教育長は26位である」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第22号については全員異議なく原案のとおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第23号「茂原市教育長の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案も、市の財政状況を考慮して、平成25年度につきましても教育長の給料額の削減をすべく、給料月額については、条例本則70万円であるものを10%引き下げて63万円に改正しようとするもので、採決の結果、議案第23号については全員異議なく原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第24号「茂原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、財政健全化の一環として、平成25年度につきまして、一般職職員の給料月額について、6級職以上の管理職職員に限り、一律1%の削減をするため所要の改正をしようとするものです。

審査の過程において、委員からは「市の一般職職員は労働者であり、給与は生活給である。公務員バッシングの中で職員は頑張っているので、今回の引き下げは行うべきではない」との意見がありました。

また、別の委員からは、「給与については、官民較差を考慮をした上で判断していただきたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第24号については賛成者多数により原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第34号「契約の締結について」申し上げます。

本案は、西小学校屋内運動場耐震補強工事の契約締結に際し、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」に定める予定価格をそれぞれ超えるため、議会の議決を求めるもので、採決の結果、議案第34号については全員異議なく原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第35号「契約の締結について」申し上げます。

本案は、萩原小学校屋内運動場耐震補強工事の契約締結に際し、「議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」に定める予定価格をそれぞれ超えるため、議会の議決を求めるものです。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「入札参加要件はどのようになっているのか。また、落札者には仕事を完全に履行してもらう責任があるので、実績評価についてはどのようになっているのか」との質疑に対し、「入札参加要件は建築工事業者のうちのAランク業者で、特定建設業の許可を受けていることとなっており、今回の落札業者はそれぞれが工事实績のある会社である」との答弁がありました。

た。

さらに、「落札業者は丸投げするということはないのか。よい仕事をやってもらいたいのので市の管理が必要なのではないか」との質疑に対し、「Aランク業者はよい技術者を抱えているので大丈夫である。また、市では、現場の巡視を定期的に行っているところである」との答弁がありました。

次に、「地域の活性化につなげるため、地元業者を使ってほしい」との質疑に対し、「今回の入札については、茂原市内に営業所を構えている業者に参加資格があった」との答弁がありました。

次に、「屋内運動場耐震補強工事における大規模改修では、トイレや倉庫はどうなっているのか」との質疑に対し、「従来、屋内運動場内にはトイレが設置されていなかったもので、児童や避難者の利便性を考慮してトイレを設置することとなる。また、倉庫については広めにしてある」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第35号については全員異議なく原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第38号「反訴の提起について」申し上げます。

本案は、本市を被告として提起された土地の所有権確認等請求事件に対し、本市への移転登記手続を求める反訴を提起しようとするものです。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「市は、地元住民とはコンタクトをとっているのか」との質疑に対し、「市は地元住民とはコンタクトをとっておらず、覚書に基づき、寺に対して応訴を求めていく」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第38号については全員異議なく原案どおり可決することと決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（伊藤すすむ君） 次に、教育福祉委員会委員長 加賀田隆志君から報告を求めます。

（教育福祉委員会委員長 加賀田隆志君登壇）

○教育福祉委員会委員長（加賀田隆志君） 教育福祉委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案7件について、3月1日、本会議終了後、委員会室において、関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並

びに結果について報告いたします。

まず、議案第9号「平成25年度茂原市特別会計介護保険事業費予算」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ57億9185万1000円とし、介護保険事業に要する費用に充てようとするものです。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申しますと、最初に、「認定事業の手数料の内容、また支払い先はどこか」との質疑に対し、「介護保険のサービスを利用するには、要介護・要支援の認定を受けることが必要である。認定については、介護認定審査会で判定を行うが、その際、主治医の意見書が必要なことから、その作成料であり、支払先は医療機関である」との答弁がありました。

次に、「成年後見制度利用支援事業の内容と利用件数は」との質疑に対し、「認知症などにより判断能力が不十分となった方の財産管理や介護サービスの利用契約などを本人にかわって成年後見人が行う成年後見制度の利用を支援するため、その費用を助成する事業である。利用件数については年間3件程度であり、今年度、裁判所に申し立てをした件数は3件である」との答弁がありました。

次に、「単身高齢世帯把握事業の内容、また、単身高齢者は何人いるのか」との質疑に対し、「住民基本台帳上の単身高齢世帯へ調査票を送付し、実際の単身高齢者を把握しようとするもので、毎年、新たに65歳になる方と単身になられた方を対象として、年間600件から700件の新規調査を行っている。単身高齢者の把握については平成21年度から行っているが、台帳の累計人数は2759人である」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第9号は全員異議なく原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第11号「茂原市子ども・子育て審議会条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申しますと、最初に、「審議会の委員として子育て当事者については公募することとなっているが、何人公募するのか。また、審議する内容は」との質疑に対し、「子育て当事者の公募については、3名を予定しており、その内訳としては、一般市民2名、学童クラブの利用者1名を予定している。また、審議会は国の動向を踏まえ地域の実情に合った子ども・子育て支援に関する施策や事業計画及び特定教育・保育施設の利用定員等について検討していただくものであるが、平成25年度は市民ニーズを調査することが中心となる」との答弁がありました。

次に、「子ども・子育て審議会は何歳までの子供を対象としているのか。また、審議会で決

定したものはいつから実施するのか」との質疑に対し、「年齢に関しては、ゼロ歳から18歳までが対象である。また、実施については平成27年度からと考えている」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第11号は全員異議なく原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第13号「茂原市指定地域密着型サービス事業者等の指定に関する基準を定める条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申しますと、最初に、「本案では入所定員を29人以下とすることになっているが、根拠は」との質疑に対し、「入所定員については、国が定めている基準と同じである」との答弁がありました。

次に、「今までの介護施設サービスとの違いは」との質疑に対し、「今回は地域密着型サービス事業者を指定するもので、認知症高齢者や要介護高齢者ができるだけ住みなれた地域で生活を続けるために市町村が指定や監査を行う施設や事業所であり、規模が小さく事業所が所在する市町村の被保険者のみが利用できる施設である」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第13号は全員異議なく原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第14号「茂原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、「指定地域密着型介護老人福祉施設の居室定員を、国の基準の1人ではなく、県の基準にあわせ4人以下とした理由は。また、プライバシーについてはどのように考えているのか」との質疑に対し、「居室定員については、利用者の負担や地域の実情等を考慮し、県の基準と同じ4人以下とした。プライバシーについては、個々の人権を尊重し対応するよう指導していく」との答弁がありました。

また、「プライバシーの確保については、施設による違いが出ないように統一した基準をつくるなど検討していただきたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第14号は全員異議なく原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第15号「茂原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において、「本案の策定にあたり地域の実情に合わせて参酌すべき基準として設

備基準等があると思うが、特に変えなかった理由は」との質疑に対し、「本地域における特殊性が特に認められないことから、国の基準に合わせたものである」との答弁がありました。

以上の審査経過踏まえ、採決の結果、議案第15号は全員異議なく原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第27号「茂原市重度心身障害者の医療費助成に関する条例等の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の公布により、障害者自立支援法の題名が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正されるとともに、関係する施行令及び施行規則についても題名が改正されたことに伴い、所要の改正を行おうとするもので、採決の結果、議案第27号は全員異議なく原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第28号「茂原市児童遊園設置条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、児童遊園の利用者が減少する中、地元の要望等により、それぞれ廃止しようとするもので、採決の結果、議案第28号は全員異議なく原案どおり可決することと決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（伊藤すすむ君） 次に、建設委員会委員長 ますだよしお君から報告を求めます。

（建設委員会委員長 ますだよしお君登壇）

○建設委員会委員長（ますだよしお君） 建設委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案17件について、3月1日に委員会を開催し、慎重に審査いたしましたので、その審査経過並びに結果について報告いたします。

最初に、議案第3号「平成24年度茂原市特別会計宅地開発事業費補正予算（第1号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1266万8000円を追加し、予算総額を1417万7000円にしようとするものであります。

本補正予算は西部地区宅地開発事業の中止に伴い、今年度をもって本特別会計を廃止することとし、今年度の所要額を確定した上で残余额を一般会計に繰り出して清算するものであり、採決の結果、議案第3号は全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第6号「平成25年度茂原市特別会計下水道事業費予算」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ14億2828万5000円とするもので、対前年比1億8181万5000円、14.6%の増となるものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「新たな整備計画として東部台地区の整備を行うとのことであるが、整備区域における対象戸数及び事業費の内訳は」との質疑に対し、「平成25年度から平成29年度までの5か年で東部台地区の約24ヘクタールの面整備を行う計画であり、区域内世帯数は440世帯、区域内人口は1160人となっている。総事業費としては約8億7000万円で、そのうち国庫補助対象事業費は3億3000万円、市単独事業費は5億4000万円である」との答弁がありました。

次に、「公共下水道に接続する際の補助金制度はあるのか」との質疑に対し、「本市においては水洗便所改造資金の助成制度を設けており、改造工事を行う者に対して供用開始後1年目は3万円、2年目は2万5000円、3年目は2万円の助成を行っている」との答弁がありました。

次に、「使用料収入が減額となっている理由は」との質疑に対し、「実績に基づき予算計上しているが、要因の一つとして大口需要企業の撤退による影響が考えられる」との答弁がありました。

また、委員より「下水道接続に伴う住民の経済的負担の軽減が図られるよう対応をお願いしたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第6号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第8号「平成25年度茂原市特別会計駐車場事業費予算」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ9081万9000円とするもので、対前年比4890万4000円、35%の減となるものであります。

審査の過程において、「駐車場管理委託料が減額となっている理由は」との質疑に対し、「昨年10月に締結した長期継続契約での入札差金によるものである」との答弁があり、採決の結果、議案第8号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第16号「茂原市道路の構造に関する技術的基準を定める条例の制定について」申し上げます。

本案は、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」いわゆる「一括法」による道路法の一部改正に伴い、市道を新設または改築する場合における道路の構造の技術的基準について、新たに条例を制定しようとするものであり、採決の結果、議案第16号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第17号「茂原市道路標識等の寸法を定める条例の制定について」申し上げます。

本案は、一括法による道路法の一部改正に伴い、市道に設ける道路標識の寸法について、新たに条例を制定しようとするものであり、採決の結果、議案第17号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第18号「茂原市準用河川管理施設等の構造に関する技術的基準を定める条例の制定について」申し上げます。

本案は、一括法による河川法の一部改正に伴い、準用河川の管理上必要とされる技術的基準について、新たに条例を制定しようとするものであり、採決の結果、議案第18号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第19号「茂原市営住宅等の整備に関する基準を定める条例の制定について」申し上げます。

本案は、一括法による公営住宅法の一部改正に伴い、市営住宅の整備基準について新たに条例を制定しようとするものであり、採決の結果、議案第19号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第20号「茂原市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の制定について」申し上げます。

本案は、一括法により高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）の一部改正に伴い、特定公園施設のバリアフリー化に関する構造基準について、新たに条例を設定しようとするものであり、採決の結果、議案第20号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第25号「茂原市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、都市の低炭素化の促進に関する法律の施行により、低炭素建築物新築等計画の認定制度が設けられたことに伴い、新たに認定に係る手数料を徴収するため、所要の改正をしようとするものであります。

審査の過程において、「手数料収入の見込みは」との質疑に対し、「本市では用途地域内が対象となっており、申請手数料は1件につき5000円で年間数十件の申請を想定している」との答弁があり、採決の結果、議案第25号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第26号「茂原市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、茂原市特別会計宅地開発事業費を廃止するため、所要の改正をしようとするもので

あり、採決の結果、議案第26号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第29号「茂原市営住宅設置条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、平成24年6月21日に西野住宅を用途廃止したことに伴い、所要の改正をしようとするものであり、採決の結果、議案第29号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第30号「茂原市営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、一括法による公営住宅法の一部改正に伴い、市営住宅の入居者資格の収入基準について所要の改正をしようとするもので、委員より「今後、入居収入基準の見直しを行う際は、福祉部門など関係部署との連携を図られたい」との意見があり、採決の結果、議案第30号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第31号「茂原市建築基準法関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、建築基準法及び同法施行規則に基づき、閲覧に供している建築計画概要書等、道路位置指定の図面の写し及び建築確認台帳記載証明書の交付が可能となったことに伴い、新たに交付事務に係る手数料を徴収するため、所要の改正をしようとするものであります。

審査の過程において、「申請件数の見込みは」との質疑に対し、「年間400件程度の申請を想定している」との答弁があり、採決の結果、議案第31号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第32号「茂原市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、一括法による都市公園法の一部改正に伴い、都市公園の設置基準、公園施設の設置基準について、所要の改正をしようとするものであり、採決の結果、議案第32号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第33号「茂原市公共下水道条例の一部を改正する条例の制定について」申し上げます。

本案は、一括法による下水道法の一部改正に伴い、公共下水道の構造の基準、終末処理場の維持管理の基準について、所要の改正をしようとするものであり、採決の結果、議案第33号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第36号「茂原市道路線の認定について」申し上げます。

本案は、市民の一般交通の利便を図るため、圏央道建設の道路整備に伴う認定など5路線を新たに認定するものであり、採決の結果、議案第36号については全員異議なく可決することと決定しました。

次に、議案第37号「茂原市道路線の廃止について」申し上げます。

本案は、起終点の変更に伴う認定替えなど5路線を廃止するものであり、採決の結果、議案第37号については全員異議なく可決することと決定しました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げ、報告を終わります。

○議長（伊藤すすむ君） 次に、市民環境経済委員会委員長 初谷智津枝君から報告を求めます。

（市民環境経済委員会委員長 初谷智津枝君登壇）

○市民環境経済委員会委員長（初谷智津枝君） 市民環境経済委員会の報告を申し上げます。

本委員会は、今定例会において付託されました議案5件について、3月1日、本会議終了後、委員会室において、関係職員の出席を求め、慎重に審査いたしましたので、その審査の経過並びに結果について報告いたします。

初めに、議案第2号「平成24年度茂原市特別会計国民健康保険事業費補正予算（第2号）」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6310万6000円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ106億74万4000円としようとするものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「診療施設繰出金の内容は」との質疑に対し、「診療施設繰出金は、国保の診療施設である公立長生病院に対し、ベッド数に応じて交付される県の補助金を本市が長生郡7市町村を代表して受け入れ、公立長生病院へ繰り出すものであり、毎年3月補正にて対応している」との答弁がありました。

次に、「療養給付費が増加した主な要因は」との質疑に対し、「高齢化の進展に伴い、65歳以上の被保険者が増えていること、また、心筋梗塞など循環器病の高額な診療が増えたためである」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第2号は全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第5号「平成25年度茂原市特別会計国民健康保険事業費予算」について申し上げます。

ます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ108億2343万3000円とするもので、対前年度比6億16万8000円、5.9%の増となるものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「国保財政が厳しい中、人間ドック助成事業については、今後も現行の水準を維持していく考えはあるか」との質疑に対し、「傷病の早期発見は、医療費の抑制につながるものとする。本市の人間ドック助成金は県内においても高い水準であり、今後も予防に重点を置いた施策については維持したい」との答弁がありました。

次に、「国保の被保険者数は」との質疑に対し、「平成25年度予算における国保の被保険者数は、対前年度比290名の増、2万9477名を見込んでいる」との答弁がありました。

次に、「ジェネリック医薬品の利用促進を図るための具体的な取り組みは」との質疑に対し、「ジェネリック医薬品希望カードの配布による働きかけを行うとともに、現在、差額通知の早期実施に向け、医師会及び薬剤師会と調整を図っている」との答弁がありました。

また、委員より「保険税の滞納状況からも加入者負担が多すぎるものとする。国の負担を増やし、加入者負担の軽減を図るべき」との意見、また、「医療費抑制の観点からも予防が重要である。人間ドック助成事業や特定健康診査の受診率向上に向け、さらなるPRに努められたい」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第5号は賛成者多数により可決することと決定いたしました。

次に、議案第7号「平成25年度茂原市特別会計農業集落排水事業費予算」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億4896万円とするもので、対前年度比1872万4000円、5.1%の減となるものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「施設管理費が前年度と比較して増額となった理由は」との質疑に対し、「処理施設の老朽化に伴う修繕料の増加によるものである」との答弁がありました。

次に、「使用料が前年度と比較して減額となった理由は」との質疑に対し、「近年の節水意識の向上による使用水量の減少を見込んだものである」との答弁がありました。

次に、「債務残高の総額は」との質疑に対し、「平成24年度末現在の債務残高は28億2100万円である」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案7号は全員異議なく可決することと決定いたしました。

次に、議案第10号「平成25年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費予算」について申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億4086万7000円とするもので、対前年度比329万5000円、0.4%の減となるものであります。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申しますと、「保険料が前年度と比較して減額となった理由は」との質疑に対し、「平成24年度当初予算における広域連合が示した算定額が多すぎたものと認識している」との答弁がありました。

また、委員により「高齢者を年齢で区別するのではなく、高齢者の負担が軽減される医療制度に戻すべきである」との意見がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第10号は賛成者多数により原案どおり可決することと決定いたしました。

次に、議案第12号「茂原市新型インフルエンザ等対策本部条例の制定について」申し上げます。

審査の過程において質疑応答のなされた主なものを申し上げます。

まず、「行動計画の策定期間は」との質疑に対し、「現在、国において行動計画を検討中であるが、国及び都道府県の行動計画の策定を受け、市町村は行動計画を策定することとされており、おおむね平成25年度中の策定を考えている」との答弁がありました。

次に、「『新型インフルエンザ等』とあるが、新型インフルエンザのほかに、対策本部設置の対象となる感染症はあるのか」との質疑に対し、「全国性的かつ急速な蔓延の恐れのある新たに発生した感染症が対象となる」との答弁がありました。

次に、「対策本部の設置にあたり、人員を十分確保できるのか」との質疑に対し、「新型インフルエンザ等の対策には、市職員の総力を挙げて当たらなければならないと考える」との答弁がありました。

以上の審査経過を踏まえ、採決の結果、議案第12号は全員異議なく可決することと決定いたしました。

以上が、本委員会に付託されました案件の審査経過並びに結果であります。本会議におかれましても慎重審議賜りますようお願い申し上げます、報告を終わります。

○議長（伊藤すすむ君） 以上で、各委員長の報告を終わります。

ここでしばらく休憩します。

午後 2 時 00 分 休憩

☆ ☆

午後 2 時 15 分 開議

○議長（伊藤すすむ君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの各委員長報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ、質疑を終結します。

次に、討論に入ります。

反対討論の通告がありますので、これを許します。平ゆき子議員。

（9 番 平ゆき子君登壇）

○9 番（平ゆき子君） 日本共産党を代表しまして、反対討論をいたします。

反対する案件は、議案第 4 号「平成25年度茂原市一般会計予算」、議案第 5 号「平成25年度茂原市特別会計国民健康保険事業費予算」、議案第 9 号「平成25年度茂原市特別会計介護保険事業費予算」、議案第10号「平成25年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費予算」、議案第 24号「茂原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」それぞれ反対し、その理由を述べます。

それでは、議案第 4 号「平成25年度茂原市一般会計予算」について述べます。

反対理由の第 1 は、職員犠牲とともに住民へは負担増と行政サービス低下を押しつける予算編成であるからです。深刻なデフレ不況が進む中、茂原市の財政は景気悪化と大手企業の撤退で、歳入の根幹である市税の大幅な減収が見込まれることから、来年度予算編成では歳入の積極的な確保に努めるとして、国保税などさらなる税の取り立てや差し押さえの徴税の強化策です。歳出では、財政健全化のもと、引き続き一層の既存事業の見直しを行うとして、徹底した予算の圧縮がなされています。その筆頭が人件費の大幅な削減です。職員の給与カット、正規職員から臨時・非常勤などの非正規職員への置き換え、さらにはシルバー人材などへの民間委託、そして民営化へのシフトという姿勢は、自治体の本来なすべき仕事を投げ捨てるものであり、強いては住民サービス低下につながるものと言わざるを得ません。

反対理由の第 2 は、国、県、大企業言いなりの大型公共事業や企業誘致を最優先とし、他方、地域経済を担っている地元業者へは貧弱な予算配分となっているからです。予算圧縮の中、圏央道開通に伴うスマートインターチェンジなどの道路整備、茂原にいはる工業団地開発、駅前

通り地区土地区画整理事業など、大型公共事業や企業誘致へは大盤振る舞いの予算となっています。一方、地元中小零細業者、農家、商店への予算は相変わらず、わずかな予算計上です。新規の事業の青年就農者育成事業や太陽光発電設備設置事業などは県が100%出資で、市独自の政策ではありません。中小企業への資金融資事業も年々減少し、商店街活性化事業もわずかな予算にとどまり、地域経済活性化に役立つ住宅リフォーム助成制度は、財政が厳しいとして、実現に背を向けています。

反対理由の第3は、切実な住民要望より基金の積み立てと債務負担の返済が最優先事項とされているからです。住民要望の多い子供の医療費無料化の拡充、高すぎる国保税や制度改定のたびに引き上がる介護保険料の負担軽減対応策として、一般会計からの繰り入れ等はいまだに実現されていません。また、身近な環境整備に対して一定の努力は見られるものの、まだ十分とは言えません。そうした中で、高齢者肺炎球菌予防接種の創設、高齢者見守り事業、障害者生活支援事業や特別支援教育の拡充、小中学校耐震化促進など前進面はあります。住民福祉の増進という自治体の本旨からすれば、もっと住民本位の予算に転換すべきです。以上のことから、本案件に反対するものです。

次に、議案第5号「平成25年度茂原市特別会計国民健康保険事業費予算」について述べます。

本市の国民健康保険の実態は、所得200万円で40万円近い負担を強いられるなど、高い国保税が住民の支払い能力をはるかに超え、住民生活を脅かす重大要因となっています。全国で国保税の滞納者は、加入世帯の2割前後です。滞納のペナルティとして正規の保険証を取り上げられ、医療費の全額を負担する資格証明書や期限を区切った短期保険証に置き換えられた世帯は3000近くになります。国保事業の課題は、加入者の生活実態と税額がかけ離れており、所得に対しては高すぎる国保税と、これを払いきれない滞納問題です。また、仮に無理をして納税しても、そのために国保税が生活を圧迫して受診抑制も起こるなど、制度的な問題が克服されていません。一方では、収納率向上の掛け声のもと、生活苦や経営難で国保税を滞納せざるを得なくなった人に対する差し押さえが強化されています。本市の国保税の滞納差し押さえが平成20年度では310件、平成21年度は572件です。平成22年度は421件、平成23年度は657件と増加をしています。こうした現状のもと、困窮する国保加入者をどう支援するかが自治体としての責務ではないでしょうか。厳しい国保財政の改善は徴税のさらなる強化策ではなく、減額し続けた国庫負担を増額させ、誰でも払える国保税の実現を図るべきです。

日本共産党は、この間、国保税に対して少しでも住民負担の軽減を図り、一般会計からの繰り入れや診療窓口負担の軽減など、あらゆる手段で軽減策を講じるよう主張してまいりました。

行政は、こうした点にこそ努力を惜しまず、低所得者の負担減免の方策を講じ、住民の生活と権利を守る行政に転換すべきであります。しかしながら、予算編成にその措置が反映されておられません。よって、本案に反対するものです。

次に、議案第9号「平成25年度茂原市特別会計介護保険事業費予算」について述べます。

平成24年4月に介護保険制度が改定され、もうすぐ1年が経過します。今回の制度改定では、特に生活援助、訪問介護の時間短縮と介護保険料の大幅な引き上げは利用者の暮らしを直撃する深刻な問題となっています。生活援助時間短縮問題は一般質問で詳しく述べたとおりであります。介護保険料の見直しでは、全国で大幅な保険料の引き上げが行われ、全国の高齢者から怒りと嘆きの声が上がっています。茂原市でも、介護保険準備基金や県の財政安定化基金を充当するなどの努力はあるものの、基準の月額が850円の引き上げで4250円となりました。高齢者にとって国保税とともにこうした保険料の値上げは、年金支給額が引き下がる中で暮らしを根本から脅かすものです。これは日本共産党が行った市政アンケートで、茂原市に要望する1位が介護保険料・利用料の減額・免除であることから、如実にあらわれていると言えます。こうした市民の切実な負担軽減要望に応えるには、現行の介護保険料の減免制度が有効活用されるよう要件を緩和し、利用料も市独自の軽減策が必要であることも一般質問で述べたとおりであります。また、施設整備では待機者解消の改善も急務の課題です。茂原市では、施設整備拡充への取り組みの予定はあるものの、待機者への対応は十分とは言えません。さらに介護保険の国庫負担割合の引き上げなど、制度の抜本改正が必要です。以上のことから、本案に反対するものです。

次に、議案第10号「平成25年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費予算」について述べます。

後期高齢者医療制度は、国民を75歳という年齢で区別し、別枠の医療保険に強制的に囲い込んで負担増と差別医療を押しつける悪法です。平成20年の制度導入後、既に2回にわたる保険料値上げが強行され、多くの高齢者が怒りと不安の声を上げております。差別を行う本制度は、多くの国民の批判を浴び、前民主党政権でも発足当初は廃止を掲げていたものです。民主党政権は、高齢者医療制度の見直し案として、高齢者を形式上は国保加入としつつ、高齢者国保と現役世代の国保を別勘定にし、差別や負担増を押し付ける案を打ち出しました。しかし、自民・公明との協議の中で、この看板のかけかえ案も棚上げとなり、差別制度は温存、継続されています。後期高齢者医療制度を廃止して、もとの老人保健制度に戻せば、保険料の際限ない値上げや別枠の診療報酬による差別医療はなくなります。高齢者が75歳になった途端、家族の

医療保険から切り離されることもなくなり、65歳から74歳の障害者も国保や健保に入ったまま低負担で医療が受けられます。その上で減らされ続けた高齢者医療への国庫負担を抜本的に増額し、保険料・窓口負担の軽減を図るべきです。年齢によって医療保険を区別する差別医療制度の存続に反対し、本案件に反対するものであります。

最後に、議案第24号「茂原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」述べます。

今回の改正案は、財政健全化に伴い、6級以上の市職員給与を1%削減、さらに全職員を対象に地域手当6%を3%に削減する内容です。この改正による影響は、地域手当を含めた全体の影響額は1億1900万円余、1%削減では対象者は136人、影響額は1346万円、1人あたりの年額の影響額は、部長クラスで約36万円、係長クラスで約18万円、主事クラスで約11万円とのことです。本案件の財政健全化による長期間にわたる市独自の給与削減のほかに、毎年のように実施されている人事院勧告に伴う給与削減、さらに国家公務員の給与7.8%削減の実施に伴い、地方自治体職員にも同様の削減措置を本年7月から行うよう国から要請があり、今後、実施について検討される模様です。いずれにしても、職員の生活に大きなダメージを与えるにとどまらず、地域経済にも打撃を与え、さらには市の税収減へとつながります。市職員の給与は基本的に生活給であり、全体の奉仕者として積極的に働けるように保障されるべきものであります。よって、本案件に反対するものです。

以上を述べまして、反対討論といたします。

○議長（伊藤すすむ君） 他に討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

なければ討論を終結します。

これより採決に入ります。

まず、議案第4号「平成25年度茂原市一般会計予算」については、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号「平成25年度茂原市特別会計国民健康保険事業費予算」については、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号「平成25年度茂原市特別会計介護保険事業費予算」については、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号「平成25年度茂原市特別会計後期高齢者医療事業費予算」については、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第10号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号「茂原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数と認めます。

したがいまして、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、他の議案については、一括採決します。議案第1号から第3号、第6号から第8号、第11号から第23号、第25号から第38号については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議ないものと認めます。

したがいまして、議案第1号から第3号、第6号から第8号、第11号から第23号、第25号から第38号については、いずれも原案のとおり可決されました。

以上で、今定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

お諮りします。会議録の調製にあたり、字句、数字、その他整理を要するものについては議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(伊藤すすむ君) 御異議ないものと認めます。

したがいまして、そのように決定しました。

閉 会 の 挨拶

○議長（伊藤すすむ君） 閉会にあたりまして、ここで一言御挨拶を申し上げます。

去る2月20日に開会されました本定例会も、議員各位の熱心な御審議により、平成25年度予算をはじめ、数多くの重要案件が成立し、本日ここに閉会の運びとなりましたことを議長として心より厚く御礼を申し上げます。

私ども26名の議員は、平成21年4月の選挙、また、その後に行われました補欠選挙におきまして、市民の負託を受けて茂原市議会議員に選出されて以来、審議機関として今日まで茂原市政の発展と市民福祉の向上のために鋭意努力してまいりましたが、任期も残すところ1か月余りと迫り、来る4月30日をもって4年間の任期を終了することとなります。この間、議場において円滑な議会運営のためお互いに力を合わせ、本日、ここに任期最後の予算議会を無事終えることができましたことに対しまして、心より感謝申し上げる次第でございます。

来る4月21日執行の市議会議員選挙に引き続き立候補を予定されている議員各位におかれましては、くれぐれも御自愛の上、健闘され、再び本議場でお会いすることができますよう衷心より御祈念いたす次第でございます。

また、今期をもって御勇退される方々には、感慨はひとしおのものとと思います。どうか健康に十分御留意されまして、今後とも市政発展のために末永く御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げます。

終わりに、議員各位の心温まる御支援と、田中市長をはじめとする執行部の皆様方の御協力によりまして、議長、副議長の職責を全うすることができましたことを、森川副議長共々、厚く御礼申し上げます。

厳しい財政状況が続いておりますが、執行部の皆様方には市政発展と市民福祉の向上のため、最大限の努力をしてくださるようお願い申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございました。

ここで田中市長から発言を求められておりますので、これを許します。

市長 田中豊彦君。

（市長 田中豊彦君登壇）

○市長（田中豊彦君） 一言御挨拶を申し上げます。

長期間にわたりまして慎重審議をいただき、大変御苦勞さまでございました。今定例会に御提案申し上げました38議案は、ただいま全議案を御可決いただいたところでございます。心よ

り御礼を申し上げる次第であります。

市政執行にあたりまして、議員皆様方からいただきました御提言等を真摯に受けとめ、心して取り組んでまいりたいと考えております。また、御心配をおかけいたしました土地開発公社の問題も御理解、御協力をいただきまして、よりよい方向へと導くことができました。さらには、圏央道東金・茂原・木更津間がまもなく開通いたしますが、本市の地理的な優位性を飛躍的に高め、あらゆる面で好影響を与えてくれる、まさに歴史的な事業であるという認識のもと、これを契機に茂原市のさらなる発展に結びつけていかなければならないと考えております。圏央道の開通も、これもひとえに議員各位の絶大なる御支援、御協力の賜物と深く感謝を申し上げる次第でございます。

ただいま議長からお話ございましたが、議員の皆様方におかれましては、この4月末をもって任期満了となるわけでございます。この4年間、皆様方には市政発展のために大変な御尽力をいただいたところであり、心から敬意と感謝を申し上げさせていただきます。また、市政運営にあたりましては特段の御指導、御支援、御協力を賜りましたことを、この場をおかりいたしまして心より御礼を申し上げる次第であります。

なお、退任される議員もおられるようでございますが、退任されます議員の皆様におかれましては、本当に長い間、本市発展のために御尽力をいただき、深く、厚く御礼を申し上げますとともに、今後とも十分御自愛いただき、引き続き市政各般にわたり御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

また、引き続き立候補を予定される皆様方におかれましては、来る4月21日の市議会議員選挙において、すばらしい成績をもちまして御当選されますよう御祈念申し上げます。そして、御当選の暁には、倍旧の御支援を賜りますようお願い申し上げますとともに、本市のさらなる発展のため、今後とも御尽力を賜りますよう重ねてお願い申し上げ、御礼の挨拶にかえさせていただきます。

本当に長い間、ありがとうございました。

○議長（伊藤すすむ君） 市長、田中豊彦様、大変ありがとうございました。また、心温まるお話、重ねて御礼を申し上げます。

————— ☆ ————— ☆ —————

○本日の会議要綱

1. 議案の総括審議

○出席議員

議長 伊藤 すすむ 君

副議長 森川 雅之 君

1番	飯尾 暁 君	2番	前田 正志 君
3番	矢部 義明 君	4番	金坂 道人 君
5番	中山 和夫 君	6番	山田 きよし 君
7番	細谷 菜穂子 君	9番	平 ゆき子 君
10番	鈴木 敏文 君	11番	ますだ よしお 君
12番	田丸 たけ子 君	13番	加賀田 隆志 君
14番	腰川 日出夫 君	16番	深山 和夫 君
17番	勝山 穎郷 君	18番	竹本 正明 君
19番	初谷 智津枝 君	20番	関 好治 君
21番	早野 公一郎 君	22番	三枝 義男 君
23番	常泉 健一 君	24番	市原 健二 君
25番	田辺 正和 君	26番	金澤 武夫 君

☆

☆

○欠席議員

なし

☆

☆

○出席説明員

市 長	田 中 豊 彦 君	副 市 長	長谷川 正 君
教 育 長	古 谷 一 雄 君	総 務 部 長	金 坂 正 利 君
企 画 財 政 部 長	麻 生 英 樹 君	市 民 部 長	森 川 浩 一 君
福 祉 部 長	大 野 博 志 君	経 済 環 境 部 長	前 田 一 郎 君
都 市 建 設 部 長	笠 原 保 夫 君	教 育 部 長	鳩 川 文 夫 君
企 画 財 政 部 参 事 (企画財政部次長事務取扱)	金 澤 信 義 君	総 務 部 次 長 (総務課長事務取扱)	相 澤 佐 君
市 民 部 次 長 (市民課長事務取扱)	古谷野 まり子 君	福 祉 部 次 長 (社会福祉課長事務取扱)	岡 本 幸 一 君
経 済 環 境 部 次 長 (商工観光課長事務取扱・ 中心市街地活性化担当)	三 浦 幸 二 君	都 市 建 設 部 次 長 (都市政策担当・ 本納駅東地区土地 区画整理担当)	矢 部 吉 郎 君
都 市 建 設 部 次 長 (土木建設課長事務取扱・ 土木政策担当)	小 高 隆 君	教 育 部 次 長 (教育総務課長事務取扱)	鈴 木 健 一 君
職 員 課 長	山 本 丈 彦 君	企 画 政 策 課 長 (本納駅東地区 土地区画整理担当)	十 枝 秀 文 君

————— ☆ ————— ☆ —————

○出席事務局職員

事 務 局 長	岡 澤 弘 道
主 幹	岡 本 弘 明
局 長 補 佐 (庶務係長事務取扱)	宮 本 浩 一

○議長（伊藤すすむ君） 長期間にわたる御審議、まことに御苦労さまでした。

これもちまして、平成25年茂原市議会第1回定例会を閉会いたします。

午後2時43分 閉会

————— ☆ ————— ☆ —————

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年4月30日

茂原市議会議長 伊 藤 すすむ

茂原市議会副議長 森 川 雅 之

茂原市議会議員 田 辺 正 和

茂原市議会議員 金 澤 武 夫